# 第３回 長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会 議事録

［日　時］ 平成 22 年５月 18 日 10:30 ～ 15:00
［会　場］ (財)日本環境衛生センター東京談話室
［出席者］

| | |
|---|---|
| 専門委員 | ６名 |
| 長野広域連合 | ６名 |
| 長野市生活環境課 | １名 |
| 日本環境衛生センター | １名 |
| エイト日本技術開発 | ＊３名 |

（＊午後から参加）

## 委員会協議概要

**（1）第2回委員会の議事録の承認について**

議事録について承認された。

**（2）建設候補地の状況について**

建設候補地の状況について事務局から説明した。

＜委員意見＞

・千曲市で地元の委員会ができたということだが、どのような状況か。

→　地元市としては、なるべく早い段階でアセスについて説明したい意向であると聞いている。(事務局)

・仁礼地区が設置した「一般廃棄物最終処分場を考える検討会」はどのような状況か。

→　委員は 27 名である。地権者が必ずしも検討会に入っているわけではない。(事務局)

・最終処分場の基礎調査は予定地の中だけを行うのか。

→　今回は地すべり危険箇所などの状況確認を中心に行い、必要とされる埋立容量が確保できるかに主眼を置いて調査する。(事務局)

・この調査が終わったら施設構想案を作成するとのことだが、土地の調査だけでなく、地域住民の要望等をフィードバックするような構想になるよう、柔軟に対応してほしい。

・施設構想案の作成の前に、具体的な建設のイメージ案を示して住民意向を聞いてはどうか。

→　ここでの構想案は、地元の意見を聞くための、たたき台としての構想案であると考えている。(事務局)

**（3）施設整備の基本方針について**

施設整備の基本方針について事務局から説明した。

① 焼却施設について

＜委員意見＞

・現段階では 450 トン、100 トンという規模は妥当性があるということだが、何年ころ推計したものか。

→　平成 15 年ころである。当時のごみ量からするとこれでは足りず、減量目標を定め、建設時には管内 550 トンという規模で間に合うように減量に取り組んできた。（事務局）

・実際に調べるとごみの水分が発電効率を悪くしているが、水をきちんと抜く前処理施設があれば計算上は相当量熱量を確保できる。

・乾燥施設を付けると結局乾燥するのに熱量を使うということになるので、あまり有利でない。水分を減らすよう家庭で生ごみを少し絞ってもらうというような、外部燃料を使わないということが前提になると思う。

・厨芥を分別するため焼却の側に乾いたごみが来るという構造では、高カロリーごみを低空気比高温燃焼できちっとやれるような焼却炉の技術がまだまだ見えない。

・焼却施設を２施設設置する前提で進めているが、ごみ量・ごみ質の予測によって結論を出すのか。住民の平等感からどうしても２か所必要ということか。

・450 トン、100 トンの規模も前提なのか。

→　焼却能力についてはごみ量の将来予測の中で変わる可能性はある。Ａごみ焼却施設の 450 トンはアセスを行っているという状況から、変更となると影響が大きい。ごみ量予測がまとまったら示すので、規模について議論いただきたい。（事務局）

・量だけではなくてカロリーで検討することも必要か。

→　地域により熱量に違いがあり、Ａごみ焼却施設とＢごみ焼却施設へ搬入するごみ質がどの程度になるかは検討課題である。ごみ質に関しても、施設ごとの状況について今後示す。（事務局）

・家庭で水切りのキャンペーンをやれば、カロリーがアップする可能性もあり、圧搾することで量的にかなり減ると考えられるので、Ｂごみ焼却施設の 100 トンというのは相当流動的に考えておく必要があると思う。

→　減量化と併せて具体的なごみ処理のツール、例えば廃プラの施設を建設して資源化を進めるなど何か別のツールというものを併せて用意しないと、家庭で脱水というのも厳しいかと思う。ごみ量のコントロールは難しく、当面は 450 トン・100 トンを上限とすることを基本的な考え方としたいという思いである。（事務局）

・ダイオキシン対策が一定程度解決してきて溶融固化処理の必然性が低下しており、３Ｒの推進でごみも減り最終処分場の残余容量も年数が増加している。さらに温室効果ガスの削減が喫緊の最重要課題となってきて、燃料を使わない溶融無しのシステムが認識されてきている。

現行の計画を立てたときからごみ量がかなり減ってきたということであり、今後出てくるデータをベースに必要規模を議論して根拠付けをして進めなくてはいけないと思う。熱利用の効率化を考えると１か所でいけるという提案をしたくなるが、住民合意の大きな平等感というのがあり、２か所は必要ということか。

→　広域連合が平成 12 年度に発足したが、面積が非常に広いことから、もともと２か所焼却施設を造るということで各市町村が合意してスタートした。最初に関係の構成市町村が集まって話したときには北部に１か所、南部に１か所、400 トンずつで 800 トンとなっている。

平成 15 年度から策定計画委員会で検討し、人口・交通等の重心を配慮してブロックで一つずつ受け持つということになった。技術の進歩、ごみ量とかが根底から覆らない限り、この数の問題というのは動かせない。（事務局）

・他で仕事をしたことがあるがやはり難しい。外部の先生方は大型の方がいいと言うが多分よほど理由がないと難しいと思う。

② 最終処分場について

＜委員意見＞

・浸出水処理・放水システムとするとのことだが、前回下水放流もあり得るという話があったかと思う。この方針は決定ということでよいか。

ここに書いてある基本方針は全国どこでも要望されているような基本方針だが、長野広域として地域特性を考慮したごみ処理システムとしての基本方針が必要ではないか。ごみ処理というのは上流から下流に流れていくものなので、収集、中間処理施設、最終処分施設が有機的にシステムを構成しているのだということ、それに合った施設整備をしていくということをどこかに書いたほうがいいと感じた。

→　基本方針を練ったときに、処分場の候補地がどこになるか分からない中で網羅的な文言になっていると思われる。地域が限定できなかったため、このような表現になったということで理解いただきたい。（事務局）

**【休憩 12:00-12:45 】**

**（4）Aごみ焼却施設整備での課題について**

Ａごみ焼却施設については、現在、環境影響調査業務と整備計画作成業務の委託が実施されており、今後、環境影響評価に関わる予測･評価に必要となる施設の詳細内容を明確にしていく必要があることから、Ａごみ焼却施設の整備に関する課題等について協議した。

（ア）課題設定について

今後、専門委員会においてはＡごみ焼却施設整備に係る以下の課題について協議を実施していくものとした。

① 施設規模
② 施設整備スケジュール
③ 環境保全目標
④ 焼却灰の処理処分、資源化方法
⑤ 溶融スラグの有効利用方法及び促進
⑥ 高効率発電の可否
⑦ 長寿命化に関する方針

①～③を先行して整理していくものとする。

＜委員意見＞

・今回のＡごみ焼却施設整備に関する課題や協議の目的・位置付けを明確にするため、平成 18 年度策定のＡごみ焼却施設基本計画との関連やつながりなどを整理しておく必要がある。

（イ）課題内容の協議

第４回専門委員会の主要協議事項とした①～③の課題を中心にその内容について確認を実施した。

① 施設規模について

（主な協議については、今後、将来のごみ量予測等の資料を提示して行うこととする。）

＜委員意見＞

・規模を決めるに当たって、生ごみの処理方法をどう考えているのか。

→　長野広域連合では、燃やすごみの一部と考えている。生ごみの分別処理等は、減量施策の一環として構成される各市町村で考えている。（事務局）

② 施設整備スケジュールについて

＜委員意見＞

・平成 26 年度中に焼却施設を稼働するとなると、事業方式によっては目標年度内に稼働できないが、それは許されるのか。

→　スケジュールの遅れはやむを得ない。今回の基本計画の見直しで稼働年度等についても見直しを行う。また、見直しの要因としては、事務的な手続きの他に、住民の同意を頂くのにどのくらい時間が掛かるのか読めないところがある。（事務局）

・発注方法によりスケジュール期間が大きく変わる。公募型総合評価型競争入札の場合、準備作業から契約までに１年半から２年は必要である。

・DBO を含む PFI により事業を進める場合、あらかじめ経済的判断（VFM 等）を含めた総合的な検討を実施し、しっかり結論を出しておく必要がある。また、この検討時

期をスケジュールに見込む必要がある。
・運営方式によってスケジュールが大きく変わる。
・できるだけ早い時期に最低限、DBO 方式で行くのか、それ以外で行くのかを決めておく必要がある。
・経済的判断（VFM 等）において現実的なものとするため、プラントメーカーへのヒアリングだけでなく、現状の長野広域圏内の焼却施設での経費をベースにすることも考える必要がある。

③ 環境保全目標について

＜委員意見＞

・地元対応等の政策的背景ばかりでなく処理に係るコストとのバランスに配慮していく必要がある。そのため、公害防止計画値の設定に当たっては、その計画値により過大な施設整備及び処理薬剤等の大量消費になる可能性があり、コスト的な面の検討も必要である。
・Ａ焼却施設の残さを最終処分場で処分することから、Ａ焼却施設の公害防止計画値を厳しくしすぎると、最終処分場での塩類等の処理に影響し、過大な負荷をもたらすことになるので配慮が必要である。このことから、公害防止計画値の設定に当たっては、最終処分まで含めての総合的な考えが必要である。
・公害防止計画値については、東京周辺等は硫黄酸化物及び塩化水素は 10ppm であり、これと比べると今回の計画値は過度な目標ではないとも言える。
・公害防止計画値は、住民との協議等により設定の仕方が変わる。説明責任を果たしながら合理性も考える必要がある。
・今回の設定は、湿式の排ガス処理にならない範囲での設定であり、経済性には配慮していると言える。
・最終処分での処理水は下水への放流も考えられるが、総量を規制し、貯留管理している所もある。
・住民への情報提供として、公害防止計画値を厳しくすることで、どのくらい経済負担が違うかを説明し理解してもらう必要がある。

④ 焼却灰の処理処分、資源化方法について

＜委員意見＞

・それぞれの処理方法の検討に当たっては、その需要と供給のバランスやマスバランス（物質収支）についての検討が必要である。
・長野広域圏内での土木や建設資材としての需要等から試算検討を行い、利用方法や利用割合を決めなくてはいけない。
・溶融飛灰は、再度溶融するのか。

→　基本的に最終処分として埋立を行う。（事務局）

⑤ 溶融スラグの有効利用方法及び促進について

＜委員意見＞

・広域化計画では溶融スラグを 50%以上有効利用するとしているが、常時 50%は難しい。これを達成するには、溶融スラグを単なる有効利用ではなく、真に有価物として有料で利用できる方策を考えていく必要がある。

・50%をさばくのが難しければ、溶融をやめる理由になるのか。

→　それも一つの考えである。溶融スラグの利用では、利用先の確保が大事で、利用促進を図る枠組みづくりが大切と考える。また、長野広域圏内での利用についても、調査を行い報告する。（事務局）

⑥ 高効率発電の可否について

＜委員意見＞

・高効率発電を行なうため、熱利用の点から窒素酸化物除去に伴う排ガスの再加熱をやめる場合がある。この場合、窒素酸化物の設計値を厳しくすると対応できないこともある。公害防止計画値の設定においてはこの議論がポイントになるのではないかと考えている。

・環境省では、白煙防止施設を付けた場合、高効率発電の補助対象にしないと言っている。このことを長野県に確認しておいた方がよい。

（ウ）その他

① 計画ごみ質について

＜委員意見＞

・計画ごみ質は重要なので、施設規模と併せて見直す必要がある。

・施設計画では、幅広いごみ質の範囲に広く対応できるように計画することが重要である。

② 環境影響評価に伴う技術資料依頼書（案）について

事務局より技術資料依頼書（案）について 1 週間程度の中でご意見をお願いした。

**（5）その他**

次回の会議については、8 月 27 日に東京都内で開催する予定とした。

【終了】